

平成31年 第4回

仙北市農業委員会総会議事録

平成31年3月8日(金)開催

仙北市農業委員会

1. 開催日時 平成31年3月8日(金)午前9時～

2. 開催場所 仙北市西木総合開発センター「集会室」

3. 出席委員 (14人)

1番 佐藤 孝典	2番 佐藤 和
3番 青柳 良信	4番 荒木田 浩生
5番 門脇 博美	7番 佐藤 一也
9番 千葉 智永	10番 高橋 政敏
11番 小田嶋 比左子	12番 鈴木 八寿男
13番 大石 知	14番 草薨 良孝
15番 眞崎 純孝	16番 藤村 紀章

4. 欠席委員 (3名)

6番 小玉 均	8番 齋藤 瑠璃子
17番 藤村 隆清	

5. 議事日程

第1 開会宣言

第2 会長挨拶

第3 議事録署名員並びに会議書記の指名

第4 会務諸報告

第5 議 事

(1) 議案第7号

農地法第3条の規定による許可申請について

(2) 議案第8号

農地法第5条の規定による許可申請について

(3) 議案第9号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

(4) 議案第10号

農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについて

(5) その他

第6 閉 会

6. 事務局職員

局長 浅利 喜一郎 係長 檜尾 健

主事 伊藤 大地

7. 書記

主事 伊藤 大地

8. 議事録署名員

15番 眞崎 純孝

16番 藤村 紀章

9. 会議の概要

議長 ただ今から平成31年第4回仙北市農業委員会総会を開会いたします。

本日、会長が欠席のため、私が議長として議事進行を致します。ご協力をお願い致します。

本日の総会への出席委員は14名。欠席委員は3名です。

よって、本総会は定足数に達しております。

議長 次に、議事録署名員並びに会議書記の指名をこちらからしてよろしいでしょうか。

『異議なし』の声

議長 それでは議事録署名員に15番眞崎委員、16番藤村委員兩名を指名します。会議書記には伊藤主事を指名します。

議長 本日の会議の日程につきましては、お手元に配布している議事日程に従い進行いたします。ご異議ございませんか。

『異議なし』の声

議長 異議なしと認めます。それでは日程4、会務諸報告をお願いします。

浅利局長 《会務諸報告の朗読及び説明》(9時4分)

議長 ありがとうございます。それでは議事に入ります。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程します。説明は事務局からお願いします。

伊藤主事 それでは議案第7号農地法第3条の規定による許可申請について内容の説明を致します。案件につきましては、所有権移転が3件、新規の賃貸借が2件となります。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は財産処分及び経営規模の拡大、自己資金での売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

次に整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は財産処分及び経営規模の拡大、こちらも自己資金での売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

次に整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、

伊藤主事 田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件となります。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は財産処分及び経営規模の拡大。こちらも自己資金での売買となります。10アール当たり〇〇地区は〇〇円、〇〇地区は〇〇円となり、総額は〇〇円となります

整理番号4番からは新規の賃貸借案件となります。

整理番号4番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は〇〇市〇〇の〇〇さん、賃借人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は円滑化事業からの切り替えによる新規の貸借契約を結ぶとのこと。期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、新規の賃貸借案件となります。賃貸人は〇〇市〇〇地区の相続人代表者 〇〇さん、賃借人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。申請事由は離農及び経営規模の拡大。期間は〇〇年間、10アール当たり〇〇円、年額〇〇円となります。説明は以上です。

議長 説明が終わりました。それでは現地確認報告をお願いします。整理番号1番から4番まで4番荒木田委員からお願いします。

4番荒木田 《整理番号1番から4番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号4番については、13番大石委員より現地確認報告をお願いします。

13番大石 《整理番号4番について、3条調書による現地確認報告》

議長 次に整理番号5番については、3番青柳委員より現地確認報告をお願いします。

3番青柳 《整理番号5番について、3条調書による現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請については許可することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第7号農地法第3条の規定による許可申請については、許可することに決定致します。(9時14分)

議長 次に議案第10号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程します。事務局は説明をお願いします。

樫尾係長 議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について、内容の説明を致します。整理番号1番から3番は同じ事業主ですので、一括で説明させていただきます。こちらの議案につきましては、先月農業振興地域整備計画の変更について承認頂きました内容で、国土調査の成果が反映されていない地番・面積となります。説明については、成果が反映されていませんが、括弧内の地番、面積で説明させていただきます。

整理番号1番、農地の所在は角館町〇〇地区、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さんです。整理番号2番、農地の所在は同じく〇〇地区、田〇〇筆、面積〇〇㎡、譲渡人は同じく〇〇地区の〇〇さん、整理番号3番、農地の所在は同じく〇〇地区、田〇〇筆、面積〇〇㎡となります。全ての合計面積は〇〇㎡となります。整理番号1番から3番の譲受人は〇〇となります。備考欄に記載しておりますとおり、今月18日に仙北農業振興地域からの除外の決定公告が成される予定です。事業内容について説明致しますので資料をご覧ください。転用理由としまし

樫尾係長 　　では、現在既存の敷地北側に新たに工場の建築を行う際の大型車輛の乗入の増加、また新工場により今後の雇用計画による従業員の増加、経営規模の拡大などによる資材の増加など、総合的に現在の敷地では対応できないこととなり、大型車輛通行路・従業員駐車場、資材置場などの計画を行っているとのことです。農地区分としましては、農用地区域内農地、甲種農地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地である第2種農地（その他）と事務局では判断しており、許可基準につきましては、不許可の例外 施行規則第33条第2号 「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」に該当すると判断しております。これに伴い、事業主と仙北市との雇用協定による従業員雇用計画書の提出が成されており、また資金計画につきましても、残高証明書により転用事業費内訳に記載されている費用を賄えると判断しております。説明は以上となります。

議 長 　　説明が終わりました。12番鈴木委員より現地確認報告をお願いします。

12番鈴木 　　《整理番号1番から3番についての現地確認報告》

議 長 　　現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議 長 　　議案第8号農地法第5条の規定による許可申請について、許可相当とすることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議 長 　　異議無しと認めます。議案第8号農地法第5条の規定による許可申請については、許可相当とすることと決定致します。（9時25分）

議 長 　　次に議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを上程します。事務局より説明を求めます。

伊藤主事 　　それでは議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の内容について、説明を致します。今回の件数は所有権移転が6件、新規の賃貸借11件、利用権の移転が6件、再設定が12件、中間管理事業が10件の合計46件となります。

整理番号1番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、面積〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、自己資金での売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

次に整理番号2番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は整理番号1番と同じく〇〇さんです。利用目的は田、自己資金での売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

次に整理番号3番、農地の所在は田沢湖〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は田沢湖〇〇地区の〇〇さん、譲受人は田沢湖〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、自己資金での売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号4番、農地の所在は角館町〇〇地区、登記簿畑、現況田、田〇〇筆、合計面積〇〇㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は角館町〇〇地区の〇〇さん、譲受人は同じく〇〇地区の〇〇さんです。利用目的は田、自己資金での売買となります。10アール当たり〇〇円、総額〇〇円となります。

整理番号5番、農地の所在は西木町〇〇地区、登記簿現況共に田、田〇

伊藤主事 ○筆、合計面積○○㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は西木町○○地区の○○さん、譲受人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、自己資金による売買となります。10アール当たり○○円、総額○○円となります。

整理番号6番、農地の所在は西木町○○地区、登記簿現況共に畑、畑○○筆、面積○○㎡、所有権移転の案件です。譲渡人は西木町○○地区の○○さん、譲受人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は畑、自己資金による売買となります。10アール当たり○○円、総額○○円となります。

整理番号7番から17番については、新規の利用権設定案件となります。

整理番号7番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿原野・田、現況田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件です。賃貸人は田沢湖○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号8番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、新規の賃貸借案件です。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は角館町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号9番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件です。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は整理番号8番と同じく○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号10番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件です。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は整理番号8番と同じく○○さんです。利用目的は

伊藤主事 田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号11番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件です。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号12番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、新規の賃貸借案件です。賃貸人は○○○○区の○○さん、賃借人は整理番号11番と同じく○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号13番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件です。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号14番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、新規の賃貸借案件です。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は整理番号13番と同じく○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。

整理番号15番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、新規の賃貸借案件です。賃貸人は公益社団法人秋田県農業公社、賃借人は角館町○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。こちらの案件は公社特例事業による一時貸付型の案件で、4耕作後に賃借人が買い受けることとなります。

整理番号16番、農地の所在は角館町○○地区、登記簿現況共に田、田

伊藤主事 ○○筆、合計面積○○㎡、新規の賃貸借案件です。賃貸人は角館町○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。なお、備考欄に記載しておりますが、一部の農地につきましては使用貸借の設定となっております。

整理番号17番、農地の所在は田沢湖○○地区、登記簿現況共に田、田○○筆、面積○○㎡、新規の新貸借案件です。賃貸人は田沢湖○○地区の○○さん、賃借人は同じく○○地区の○○さんです。利用目的は田、期間は○○年間、10アール当たり○○円、年額○○円となります。なお、備考欄に記載しておりますが、円滑化事業からの切り替えの案件となります。

整理番号18番から24番につきましては、利用権の移転案件となります。整理番号18番は現在賃借人である○○さんから、息子さんの○○さんへ利用権の権利移転となり、整理番号19番から23番までは同じく賃借人の○○さんが農業者年金受給のため、息子さんの○○さんへ利用権の移転を行うこととなります。前回の賃借料等の変更はありませんが、賃借人の変更となります。

整理番号25番から35番までは再設定の案件となります。備考欄に前回までの契約内容を記載しておりますので、ご確認ください。

また整理番号36番から45番までは農地中間管理事業による利用権設定案件となります。先月の農用地利用調整会議において問題ないと判断されました案件となります。備考欄に詳細を記載しておりますので、ご確認をお願い致します。説明は以上となります。

議長 説明が終わりました。現地確認報告をお願いします。

議長 整理番号1番、2番、7番については4番荒木田委員よりお願いします。

4番荒木田 《整理番号1番、2番、7番について現地確認報告》

議長 次に整理番号3番については、2番佐藤委員よりお願いします。

2番佐藤 《整理番号3番について現地確認報告》

議長 次に整理番号4番と8番から15番については、14番草薨委員よりお願いします。

14番草薨 《整理番号4番、8番から15番について現地確認報告》

議長 整理番号5番については、会長が欠席ですので、事務局よりお願いします。

伊藤主事 《整理番号5番について現地確認報告》

議長 次に整理番号6番については、7番佐藤委員よりお願いします。

7番佐藤 《整理番号6番について現地確認報告》

議長 次に整理番号16番については、6番小玉委員が欠席のため、事務局よりお願いします。

伊藤主事 《整理番号16番について現地確認報告》

議長 現地確認報告が終わりました。ご意見ご質問等ございませんか。

13番大石 確認となりますが、整理番号15番の公社特例事業について事業の詳細を教えてください。

伊藤主事 農業公社を活用しての事業については3タイプございます。即売・一時貸付・分割型です。面積要件については即売と一時貸付型については、要件は特別ございませんが、分割型については取得する農地が50アール以上となります。整理番号15番については、備考欄に4耕作と記載しておりますが、この場合の一時貸付型は、所有者が農業公社へ売渡を行い、売買価格を農業公社が一括で支払います。その後、農業公社の農地として買受予定者へ4年間の貸借契約が結ばれ、賃借料を農業公社へ納めることと

伊藤主事 なります。賃借料については買受予定者により設定された額となります。その後、4年間賃借料を納めますが、買受時その賃借料として納めた金額の2分の1の額を差し引いた額が買受時の金額となります。また利子等については公社の事業にはかかることはありません。その代わり手数料ということで、1契約あたり15,000円+売買価格の数パーセントといった手数料となります。それ以外に支払うものとなれば保証金とが1割程度支払わなければならない場合もあります。こちらについては買受後に返還されることとなります。おおよその説明となりますが、このような形で公社特例事業の動きとなります。もっと詳細が知りたい場合については、事務局までご相談ください。説明は以上です。

議長 他に質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、この策定を適正と認めることにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第9号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認については、この策定を適正と認め、答申することとします。(9時54分)

議長 次に整理番号10番農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについてを上程します。事務局より説明をお願いします。

樫尾係長 《農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについての内容説明》

議長 事務局より説明が終わりました。各地区の担当区域内で猶予を受けてい

議長 る方の農業経営状況や耕作状況等が的確であるか、不的確な方がいる場合は担当委員の発言を求めます。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、申請のとおり証明することにご異議ございませんか。

「異議無し」の声あり

議長 異議無しと認めます。議案第10号農地の生前一括贈与等に係る納税猶予の適用願いについて、申請のとおり証明書を交付することとします。

(9時58分)

議長 予定されていた議案が終了しました。次に、協議・連絡事項に入ります。事務局よりお願いします。

浅利局長 《平成31年度春期・秋期農作業賃金について》

今年度仙北市農作業標準賃金表(案)についてご説明致します。農作業標準賃金につきましては、各市町村・地域の実情を考慮して農業委員会が定めるもので、農作業の受委託等の目安となるものであります。内容につきましては、平成31年度の春・秋作業標準賃金(案)は前年度と同じ案となります。変更の無い理由としましては、参考資料に記載しております人件費等の推移をご覧頂きたいと思っております。仙北市予算編成資料により平成31年度の普通作業員賃金は前年より400円アップの6,400円となっております。次に秋田県の最低賃金ですが、前年より24円アップしておりましたが、8時間換算で見ますと6,096円となります。この2つの項目では、それぞれアップしておりますが、平成31年度仙北市農作業標準賃金(案)の農作業一般の単価を800円としております。8時間換算で6,400円となり、先ほどの普通作業員6,400円と同額となりますので、据え置いてもよいのではないかと考えた次第です。

浅利局長 次に油類について、1月末だけを見ますと前年より若干の値上がりとなっておりますが、これまでの推移と賃金表を見比べても据え置いて様子を見てもよいのではないかと考えております。

また大仙市・美郷町との前年度比較を見て、ほとんど差がありません。

また平成30年度中に賃金に対するご意見等はございませんでした。以上を踏まえ、本年度の農作業標準賃金（案）について据え置いた形での作成を行っております。今回、作成しました標準賃金表については税込みとしておりますが、本年10月に消費税が10%になる報道が成されております。まだはっきりとしたことではありませんが、消費税に関する動向を注視しながら、実施されるのであれば8月には消費税アップ分について今一度ご検討を頂き、9月総会にご協議を申し上げ、変更した場合は9月中旬にもう一度全戸配布することを検討しております。説明は以上となります。

議長 次に農地専門委員長から、農地専門委員会の際の概要をお願い致します。

12番鈴木 会務報告で報告されましたとおり、2月26日総会終了後に農地専門委員会を開催しました。今、事務局から説明がありましたとおり標準賃金表について審議いたしました。結論を申し上げますと委員会では、当（案）のとおりとすることとなりました。また事務局からもありましたが、10月の消費税の関係が出てくるかと思われれます。現段階ではこの案とするが、消費税10%へ移行する動向を注視しながら、秋作業賃金については再度検討の必要があると考えます。

議長 協議案件につきまして、ご意見質問等ございませんか。

「無し」の声あり

議長 無いようですので、説明があった日程・再度の検討等についてこのよう

議長 に決定してもよろしいですか。

「異議無し」の声あり

議長 異議が無いようですので、説明のありました日程や再度の検討を今後、行うこととします。

議長 次に連絡事項になります。

浅利局長 今後の日程

3月22日（金）第5回農業委員会総会 9時から

（西木総合開発センター「集会室」）

3月25日（月）農用地利用調整会議 9時から

（西木総合開発センター「農林研修室」）

4月 5日（金）第6回農業委員会総会 9時から

（西木総合開発センター「集会室」）

議長 協議・連絡事項やその他について、ご意見ご質問等ございませんか。

議長 無いようですので、以上をもちまして平成31年4回仙北市農業委員会

総会を閉会いたします。お疲れ様でした。（10時10分）

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを認め署名する。

平成31年3月8日

議長

署名員 15番

署名員 16番